3 各種証明書発行機関

法人事業税・法人都民税、個人事業税の納税証明書	履歴事項全部証明書
豊島都税事務所 豊島区西池袋1-17-1 東京都豊島合同庁舎 TEL.3981-1211	**東京法務局豊島出張所** 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎 TEL.3971-1616

4 住民税・事業税等の納付確認期間

	申込時期	個人事業主	法　　人	納期限について
住民税	4・5・6月	6年度4期分まで	・毎月お支払い（特別徴収）の方は、直近の納期分まで（毎月10日が前月分の納期限です） ・年4回でお支払い（普通徴収）の方は、左記個人事業主と同じ	普通徴収の納期限 第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日 土・日・祝日にあたるときは翌営業日です。
	7・8月	7年度1期分まで		
	9・10月	7年度2期分まで		
	11・12・1月	7年度3期分まで		
	2・3月	7年度4期分まで		
事業税等	4～8月	6年度2期分まで	直近の事業年度の納付期限分まで	個人事業税は年2回（8月・11月）の分割納付。
	9～11月	7年度1期分まで		
	12～3月	7年度2期分まで		

5 注意事項

1．申込みできない方

（1）原則として、申込日前の1年間で3か月以上休業している場合は、申込みできません。
（2）金融機関の取引停止処分または信用保証協会の代位弁済を受けている方、区の損失補償を受けた方は、申込みできません。

2．申込み手続きの注意点

（1）原則として事業主がお申込みください。代行申請をする方は、社員証をお持ちください。
（2）区の融資あっせんを利用中の方（返済中）は、取扱金融機関の代行（名刺をお持ちください）も可能です。ただし、借換資金の場合は、原則として事業主がお申込みください。委任する場合、委任状（記名押印済のもの）が必要です。
（3）融資実行までに1か月ほどかかります。
（4）紹介状の有効期間は、発行日から3か月です。お早めに金融機関にお持ちください。
（5）利子補給の請求・受領は申込先の金融機関が代行します。
（6）申込み内容に誤り・偽り等があったときは、利子補給を行わない場合があります。

3．利子補給を停止する場合

（1）**主たる事業所または本店登記地を豊島区外に移したとき。**
（2）繰り上げ完済したとき。
（3）返済が滞ったとき。
（4）代位弁済となったとき。
（5）事業を廃止したとき。
（6）最終返済期限が到来したとき。
※当該融資資金の実行時の最大月数を経過したとき。
※返済計画を途中で変更しても、当初の返済計画通り返済したものとみなして利子補給します。
（一部繰り上げて返済した場合は除く）